

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年2月20日
- 2 開会年月日、時間 令和5年2月27日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数  
・農業委員 9名  
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭  
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫  
・農地利用最適化推進委員 5名  
本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男 関谷 正治
- 6 欠席委員 1名  
浅岡 久志
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項  
議案 第 26 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案 第 27 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案 第 28 号 青年等就農計画認定に係る意見について  
報告 第 16 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告 第 17 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より2月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、3番岩崎博行委員、4番平松幸明委員の両名にお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局：地図は1ページをご覧ください。申請地は、雁中排水処理場の西側の道路を北へ向かい、長野電鉄の線路を越えた先の十字路の所です。

1月の総会において、前の借受人との賃貸借の合意解約について報告致したところですが、これまでは、つまり、借受けによって耕作されてきたところ、所有者の方はもともと売却を希望されていて、このたびその買い手が現れたということで、ご覧の条件で話がまとまった、というものです。

労力は基本的に本人と妻の2名です。自宅からの距離は約2km、車で約10分とのことです。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、乗用草刈機1台を所有しています。

譲受人は、お住まいの中野市内では水田約1反歩を所有し耕作していることを確認しております。また、申請地ではこれまでどおり米の栽培が継続される計画ですので、許可後に周辺農地に及ぼす影響も特段ないと思われ、問題はないものと考えます。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。続いて、番号2について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員：譲受人と譲渡人の関係ですけれども、この両者の畑が隣接しておりまして、既に、申請地は譲受人の方がこれまで20年程度耕作しているとのことです。

申請地は、道路に隣接しておらず使い勝手が悪かったので、当時、譲渡人の家の方が耕作してほしいと依頼したことを受けて、今まで続けられてきたところです。

譲受人の方ですが、作付けするのはネギで、農機具で大きいものはトラクター、SS、乗用草刈機、それから耕運機が2台あるということです。

労働力は、両親が主力になっていて、申請者本人と配偶者がいる、ということです。農地での移動距離は5分位とのことです。

問題なく耕作できると思います。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号2は許可とします。続いて、番号3および番号4について、関連していますので、一括して8番牧委員より説明願います。

8 番牧委員：地図は 3 ページになります。篠井川の淵にある矢島往郷神社の隣です。

番号 3 の申請者のお二人は親子の関係です。貸付人は高齢になってまいりましたので、借受人である子どもは 12 年前から農業に携わり、6 年前に経営を移譲されています。ブドウとリンゴを作っていました。農業機械は一式あり、SS、軽トラック、草刈機、乗用草刈機等、となっています。土地の名義は父親のまま、主に息子が耕作されるということで、今回、使用貸借の設定を申請されています。

番号 4 についてですが、場所は番号 3 の申請地の隣の土地になります。譲渡人がやはり高齢になってらっしゃいまして、この畑が更地になっていましたので、去年も譲受人が草刈りをされていたそうです。それで、この土地を売って欲しいということ譲受人の方から申し入れられまして、話し合いの結果、このような内容でまとまったそうです。

許可基準の要件となっている農地面積は、これで 10 アール以上を満たすので、今回は認められると思われます。

ご審議よろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

7 番小林委員：6 年前に経営移譲した、ということですが、今、使用貸借権の設定をするのなら、まだ移譲していないのではないのでしょうか。どのように解釈したら良いのですか。

事務局：たしかに、このお宅が 6 年前に行ったことが牧委員さんのおっしゃった「経営移譲」というものに当たるなら、6 年前の時点で土地の経営移譲が済んでいるべきかと思われまます。実際、多くのケースでは、親が所有する農地を一斉に使用貸借権を設定するような案件がたしかに多いです。しかし、思うに、例えば確定申告とか農協の組合員の名義とか、何かそういった部分について息子さんに変更されたのが 6 年前、ということなのではないのでしょうか。それで、土地の管理については、実際はもう息子さんが主体になって耕作していたとしても、形として農業委員会を通して使用貸借権の設定をすることはこれまでしてこなかった、ということで、現状とは相違があったのではないかと思います。そして今回の番号 4 の話が進むなかで、農家要件の都合もありますので、1 筆だけでとりあえず申請されている、ということです。

似たような状況にある農家さんは、他にもいらっしゃると思っています。

議長：他にご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問無ければ番号 3 および番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 3 および番号 4 は許可とします。続いて、番号 5 について、6 番小林委員より説明願います。

6 番小林委員：申請者の関係は親子でございます。

譲受人につきましては、昨年既に退職されていて、夏ぐらいから譲渡人のお父様と農業を始めているということでありまして、今回申請地が 15 筆あるということですのでけれども、今回の土地改良事業に係る担い手への集積の件も含めて、今回、経営移譲することにした、ということで、所有農地を一括して息子さんの方に移したい、ということでありまして。

既に、譲渡人の物として農機具はSS、トラクター、軽トラック等、農業に関わる機具が揃っていますし、また、親子で一緒にやるに当たって譲渡人もまだ健在なので、技術的なことや労力についても今後も問題なく引き継いでいけると考えています。

農地は主に屋敷周りで、ブドウがメインということでもあります。地図は何ページにもわたっているのもまたご覧いただければと思いますが、なかには栗やご家庭用の野菜を作っている所もある、ということでもあります。

以上でございます。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

13 番鶴田委員：議案書を見ると、申請地の合計面積と経営面積にズレがあるのはなぜですか。

事務局：この農家世帯には申請地の15筆の他にも3筆、別の場所に農地があります。それから、申請地のうち掘廻し地籍の3筆は貸付地となっていて経営農地面積に含まれていません。差が出ているのは、それらの差ということになっています。

議長：他にご質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号5は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号5は許可とします。続いて、番号6について、8番牧委員より説明願います。

8番牧委員：申請地の場所は、地図ですと、2ページ、4ページ、6ページ、7ページ、8ページと、14筆にわたって土地があります。

貸付人は株式会社として法人化されています。今回は賃借権の設定ということです。

前々から税理士さんのお話で、このようにする話が出ていたということです。今まで使用貸借という形で耕作していらっしやいましたが、切り替えて賃借権の設定という形にしたいということです。

ご審議お願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号6は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号6は許可とします。続いて、番号7について、14番金井委員より説明願います。

14 番金井委員：申請者のお二人は、山王島地区にお住まいです。

最近、譲渡人が体調を崩されて現在入院されています。それでこの先農業はできないということで、譲受人に直にお願いしたところ、やってくるということで話がまとまりました。

地図のページは9ページです。農免道路から南へ入ったところにございます。

農機具等は、普通トラック2台、軽トラック1台、草刈機1台、SS1台、乗用トラクター3台ということです。畑までは5分ぐらいで行けるそうです。労力は、普段は5人で、繁忙期のときは3、4人お願いするということです。何ら問題ないと思います。

ご審議をお願いします。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

11 番本間委員：売買の金額について、妥当性があるのかどうか参考に見られるものがあれば、また照会を希望したいです。

事務局：賃借料ならばご存知のとおり先月お知らせした情報などが一応でもございますが、売買価格については実績しかないので、その額の妥当性ということについては、事務局としては示せる材料がないです。

議長：売買の金額については、申請書の受付に契約書等の物的証拠は伴っていないのですよね。つまり、申告だけであるので、それと実際のずれというのは起こりうるような気がいたします。

議長：他にご質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号7は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号7は許可とします。

議長：次に、議案第27号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号1について、14番金井委員より説明願います。

14 番金井委員：貸付人は清水の方で、借受人については昨年11月の総会でも新規就農者の方の独立を見越して農地が必要という案件を審議したわけですけれど、今回も同じ用件で畑が必要だとのことです。町農地バンクを利用されています。

借受期間は来年の3月31日までですが、その後は新規就農者に全て畑を渡して、借受人の名義も変更してやっていただく、とのことです。

以上です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、7 番小林委員より説明願います。

7 番小林委員：地図は 10 ページになります。

この案件ですが、土地改良事業の担い手への集積事業の関係で、あちこちが受益地になっているので北岡地区を回っていたところ、この借受人は、認定農業者で農業法人を設立していて、まだ農業委員会を通していない件があったとのことで、貸付人と両方に承諾を得て今回申請いただいたものです。

貸付人は勤めています、兼業農家ということで、これまでは申請地をご両親がやっていました。しかし父親が亡くなり、母親も高齢で仕事ができなくなってきたので、少し規模を縮小するため、まず、1 筆目の畑について、ここの隣を借受人が耕作しているので依頼したところ、借受人も当時、規模を拡大することを検討していたところで、快諾してもらえたのだそうです。

2 筆目については、今回貸付人の方からここもやってもらいたいと依頼したところ、借受人はここも畑かんが入っているのでまとめて申請されています。

農機具は、軽トラック、軽バン、SS、モア、乗用トラクター、刈払機等、一式揃っています。労力は、本人と友人 2 人、両親、奥様ということです。

距離は、2 筆目の方が徒歩 5 分、1 筆目の方は車で 5 分かからないとのことです。町内にも何ヶ所か借りたりして、頑張っている青年であります。

ご審議よろしくをお願いします。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：地図は 11 ページです。町営テニスコートがありまして、北岡南交差点の少し西側にございます。

貸付人は北岡の方、借入人は福原の方でございます。

先月の協議会で町農地バンクの報告のなかで商談中ということになっていた畑です。

それで、借受人がこの隣の畑を耕作しているところで、町担当者の方から借りてくれな  
いか、というお話を受けたそうで、借受人は、園地が続くのなら、と引き受けたというこ

とでございます。

農機具に関しては、SSが2台、軽トラックが1台、高所作業車が1台、乗用草刈機が1台ということでございます。労力につきましては本人と奥様の2名が主力で、季節によって4、5名入れている、とのこと。申請地までは5、6分とのこと。

小布施町で就農し、今もだいぶやっていたいでいるので、問題はないかと思いますが、ご審議をお願いします。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3は決定とします。続いて、番号4および番号5について、関連していますので、一括して2番三田委員より説明願います。

2番三田委員：まず、番号4について、貸付人は母親と一緒に農業を営んでおられて、その母親が高齢ということで農協に誰か貸して借りてくれる人はいないかと相談を持ちかけました。それで農協から借受人の方に問い合わせしたところ、引き受けてくれるようになったとお聞きしました。

番号5の貸付人も同様で、やはり高齢ということで借りてくれる人を探したいと農協へ行ったところ、同じように借受人の方に問い合わせをしたところ、同じように了解を得られた、ということでございます。

栽培するのは、延徳田んぼですのでお米です。地図は6ページになります。

借受人の労働力と規模についてですが、トラクター3台、コンバイン2台、田植機1台、スピードスプレヤー1台、乗用草刈機1台、乾燥機3台、籾摺り機1台、ということです。規模を見るとかなりの表示になっておりますが、お米ということで、私が大丈夫ですかと尋ねましたら、季節的に家族の合計に加えて4名から5名、多い時は6名の人員をお願いして昨年は乗り切ったということであり、今年も耕作については問題ないと考えております。借受人がこれまでもやっている地域であり距離的にも問題ないかと思います。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4および番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4および番号5は決定とします。続いて、番号6について、事務局より説明願います。

事務局：地図は8ページをご覧ください。申請地は、国道403号線の矢島沖交差点から少

し北へ進んだ所の右手にあります。平成 28 年 5 月 1 日より 6 年間の利用権設定をしていましたが、昨年 12 月末までで契約期間が一旦満了しています。これは、申請者としては当然、再設定として 12 月審議に間に合うようにしたかったのですが、諸事情により手配が遅れてしまったため新規扱いになっているもので、実質的には既存の契約の更新であります。

貸付人、借受人ともに中野市にお住まいの方で、借受人は大規模な米農家です。契約内容については前回同様、引き続き米を栽培する計画となっています。

借受人について、労力は男性 2 名、女性 1 名の 3 名で、家族で営農されています。所有する農機具はトラクター 3 台、ドライブハロー 2 台、田植機、コンバイン、ハイクリブームが各 1 台という状況です。自宅からは 10 分程度で通うことができます。

以上、ご審議をお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 6 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 6 は決定とします。続いて、番号 7 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道の六川沖交差点から東へ進んで、桜沢地区へ向かう途中の南側の区域内に位置しています。

貸付人、借受人ともに中野市にお住まいの方々です。平成 25 年 3 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをしますものです。契約内容については期間が 3 年間と短くなっています。作付については前回同様、引き続き米を栽培する計画です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 7 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 7 は決定とします。続いて、番号 8 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、町立つすみ保育園の斜向かいに位置しています。

貸付人は松村の方、借受人は中条の方です。平成 30 年 3 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをしますものです。

契約内容については、前回同様、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 8 は決定とします。続いて、番号 9 について、事務局より説明願います。

事務局：地図の資料は、議案書の記載順に、1-4 筆目までを 8 ページ、5-6 筆目を 2 ページ、7-8 筆目を 3 ページに、それぞれお示ししております。

貸付人は六川の方、借受人は六川に拠点をおく農地所有適格法人です。平成 30 年 4 月 1 日より 5 年間の賃貸借契約を結んでいますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容については前回同様であり、5-6 筆目の畑ではブドウ、その他の所ではリンゴの栽培を、それぞれ現状維持する計画です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 9 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 9 は決定とします。

議長：次に、議案第 28 号、青年等就農計画認定に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、町担当者より 2 名分一括して説明をお願い致します。

町担当者：審議にあたり、この青年等就農計画制度の概要について説明させていただきます。

就農を控えた、あるいは新たに就農した青年等が自ら作成した「就農計画」について、町の認定を受けることにより、目標達成に向けて支援を受けることができるようになる最初の一步です。令和 4 年度から「農業次世代人材投資事業」から「新規就農者育成総合対策事業」へ大幅に改正され、経営開始資金等の受給を希望される方や、新規就農者を対象にした無利子の融資制度である「青年等就農資金」の利用を希望する方に加え、令和 4 年度からの新規事業である「経営発展支援事業」の利用を希望される方からの認定申請がございました。

小布施町の認定方法は、長野農業農村支援センター、ながの農協、小布施町農業委員会、

そして町の 4 機関を構成員とする認定委員会を設置し、各機関に文書で意見を求めるものです。今回の議案は、農業委員会としての意見について審議していただくものです。主に計画の達成見込みがあるかどうかについてご意見をいただきたいと思っております。それではお手元の資料「青年等就農計画認定申請書」をご覧ください。

まず始めに、番号 1 の方の計画についてご説明させていただきます。

履歴書のページをご覧ください。申請者は大学卒業後、首都圏で 6 年間 IT 企業に勤務していましたが、結婚を機に夫婦で今後の人生を見つめ直した時に、「家族との時間を大切にしたい」という思い、「自然豊かな場所で生活したい」という思い、農業への思いも相まって就農、移住を決意しました。その後、就農先を探す中で長野県の里親研修制度を知り、令和 2 年 6 月に県がオンラインで実施している就農相談会に奥様と参加しました。当時からブドウでの就農を希望しており、県コーディネーターの紹介もあり須高地域での就農を希望されておりました。その後、就農相談や就農体験を通じて町や人の雰囲気や新規就農者に対するサポートを魅力に感じて頂いたことで、移住先、就農先を小布施に決められました。

令和 2 年 3 月に前職を退職され、同年 10 月に小布施へ移住されました。就農体験は同年 7 月と 11 月に、計 3 軒の農家さんのもとで参加されました。新規就農者育成総合対策を受給されながら、就農体験でご縁がありました記載の方のもとで令和 3 年 4 月から 2 年間里親研修に入り、今年 4 月から新規就農者として独立予定となっております。

次に、「農業経営の構成」をご覧ください。まだお子さんが小さいことから、申請者が主体となって農業を行い、奥様は補助的に農作業に入っただけを考えています。また、農繁期には県外にお住まいの申請者のご両親に手伝いに来てもらうことも考えており、農繁期の労働力も見込めます。ご両親は実家でシイタケ農家を営んでおり、繁忙期も異なります。

右ページの「技術・知識の習得状況」にあるように、里親農家さんの下でリンゴ、ブドウ、モモの栽培方法を学ばれており、更に農業大学校研修部において教養科目及び農業筆記等の経営管理に関する講義も受講されております。

1 枚めくってお戻りいただき、「農業経営の規模に関する目標」をご覧ください。栽培品目は、生食ブドウで、当初 30a の経営規模から始めます。5 枚めくっていただくと、右ページに農地一覧表がございます。ご承知の通り、研修中は自分名義で借りる事ができませんが、里親農家さんにお骨折りいただき、「農地一覧表」にある農地につきましては、今年 4 月から確保できる見込みです。

農地一覧表の No.3~5 の畑は成園で、1 年目からシャインマスカットの収穫を見込んでおりますが、No.3~4 は若木、No.5 の成園については耕作放棄されていた土地だったということもあり、収量、収益については少なめに算出しております。その他の畑には今年中に棚を建ててクイーンルージュ、ナガノパープルを新植、シャインも追加で新植予定です。新植した分については、4 年目以降での収益を見込んでおります。

4 枚めくってお戻りいただき、「目標を達成するために必要な措置」では、SS 等の農機具を自己資金にて購入予定です。また、今年新たにブドウ棚の新設も予定しており、こちらについては農協で実施している改植事業補助金を受けられる予定です。また、令和 9 年には青年等就農資金を利用して時期をずらした出荷を行うため、冷蔵庫を導入する予定です。

「収支計画」をご覧ください。生産量、単価、売上高などは、県指標を参考にしながらも、例えば、シャインマスカットの実産量で申し上げれば、独立したてということもありますので、県の指標に対し 1 反歩あたりの収量を 1 年目で 37.5% の数字で見えており、5 年目で 75% の数字で見えて頂いております。また 1kg あたりの販売単価についても県の指標に対し 1 年目~5 年目まで 85% 程度というように堅めの数字で見えています。

「農業経営費」も、県の経営指標を参考にして経費を算出しています。「農業経営費」中、設備費が計上されていますが、これは「設備投資」の欄に記載のある、例えば中古で購入する SS やブドウ棚の新設費用、冷蔵庫などの償却期間における減価償却費が計上されてい

ます。計画 3 年目の費用が上がっているのは、耕作放棄地だった畑に設置されているブドウ棚の修繕費用を計上しております。

農業経営費のうち、出荷経費が 4 年目から増えていますのは、生産量が増えるためです。また、直接生産費が 1 年目に多いのは、新植する 3 品種の苗木の購入費として約 50 万円を計上しているのが大きな理由です。また、生産量が徐々に増えるにつれ、例えばブドウの袋や雨よけ傘などもその分購入しなければいけませんし、農薬や肥料等も使用する量が増えるため、直接生産費は増えることになります。

固定費は、水利費、土地の賃借料、支払利息、共同利用倉庫の利用料や薬調利用料を計上しており、県の経営指標を参考にしながら、地代や水利費などは里親農家さんにお聞きしながら計上しています。

なお、先ほどお話ししました「設備投資」ですが、初年度に関しては、果樹栽培に必要な農業機械、例えば SS、乗用モア、軽トラック等の購入については自己信金にて購入する予定です。ブドウ棚の新設については自己資金にて設置後、JA 担当者へは話をしておりますが、改植事業補助金を申請いたします。4 年後の令和 9 年には冷蔵庫を、青年等就農資金を利用して購入する予定です。

なお、農業委員会と同時並行で長野農業農村支援センター、JA ながのからは、この内容について特に問題がない旨のお返事をいただいているところです。

番号 1 の説明は以上です。

続いて、番号 2 の方の計画についてご説明させていただきます。

履歴書のページをご覧ください。申請者は、現在、シングルマザーとして 2 人のお子さんを育てています。この方は町外のご出身ですが、お父様は六川の方です。お父様が平成 30 年に小布施に戻られたことに伴って、小布施に引っ越されてきました。

申請者は短大卒業後、約 12 年間にわたり介護系の仕事をされていましたが、小布施に引っ越してからは仕事の傍らでお父様の果樹園を手伝うようになりました。六川のご実家ではブドウを栽培されていて、お父様のお手伝いをしていく中で、農業をしっかりと学び、行いたいという気持ちが強くなったと同時に、先祖代々守ってきた畑を自分も守っていきたいと思うようになった事から就農を決意しました。今後、お父様と一緒に農業に従事したいということで、里親研修を希望され、令和 2 年、役場に相談にいらっしやいました。

そして、お父様のいどこにあたる方のもとの里親研修を希望されました。この里親農家さんは、当時里親の登録がされていませんでしたので、これを機に里親登録をしました。就農準備資金を受給されながら、令和 3 年 4 月から 2 年間研修に入り、今年 4 月から新規就農者として独立予定となっております。

次に「農業経営の構成」をご覧ください。申請者本人が主体となって農業を行いますが、先ほど申し上げました通り、現在ご両親が農業をしております、将来的にはその経営を引き継ぐことを考えておりますので、ご両親の労働力も見込めます。

1 枚めくっていただきまして、「技術・知識の習得状況」にあるように、里親農家さんのもとでリンゴ、ブドウの栽培方法を学ばれていて、更に農業大学校研修部において教養科目及び農業筆記等の経営管理に関する講義も受講されております。

1 枚めくってお戻りいただき、「農業経営の規模に関する目標」をご覧ください。栽培品目は生食ブドウで、当初 60a の経営規模から始めます。

6 枚めくっていただくと、農地一覧表がございます。ご承知の通り、研修中は自分名義で借りる事ができませんが、「農地一覧表」にある農地につきましては、お父様が借りている農地であり、今年 4 月より、耕作者名義を変更する見込みです。

農地一覧表のいずれの畑も、令和 4 年 4 月に新植したばかりという事もあり、1 年目の計画は多くは見込めませんが、令和 4 年の新植分については計画 2 年目以降徐々に収益増を見込んでおります。里親研修中にお父様名義で借りて、ブドウ棚の建設と新植を実施しております。

5 枚めくってお戻りいただき、「目標を達成するために必要な措置」では、記載の通り、作業車、自動草刈機、格納庫、半自動梱包機等を、青年等就農資金と経営発展支援事業を利用して令和 5 年度中に購入する予定です。経営発展支援事業について簡単に説明させていただきます。新規就農 1 年目の方が対象となり、就農に係る設備費用の 2 分の 1 を国が補助し、残り 2 分の 1 を半分ずつ県と本人が負担するという制度です。経営開始資金を受ける場合は上限 500 万円、受けない場合は上限 1,000 万円まで受ける事が可能です。この方の場合には親元就農という事もあり経営開始資金を受けるにはハードルも高くなるため、経営発展支援事業を利用することとしました。ただし、経営発展支援事業は交付されるまで事業着手できない、他から資金を借りる事が出来ない等のデメリットもあり、利用を躊躇される方が多いのが実情ですが、この方に関しましては、既に棚設置、新植も昨年完了しており、農機具はお父様所有のものをお借りできるため、計画書内の措置については今期中に着手できれば問題ないとのこと。経営発展支援事業については、既に県の方へは計画書記載の通り要望を上げております。

青年等就農資金については、申請者本人から農協の担当者に相談をしまして、青年等就農資金を利用して果樹栽培に必要な機材を揃える予定です。

2 枚めくっていただき、「収支計画」をご覧ください。生産量、単価、売上高などは、県指標を参考に算出しておりますが、3 品種共に昨年新植したばかりという事もあり、かなり低めに算出しております。以上の理由から、1、2 年目の収入に関して農業収入は大きくは見込めませんが、お父様が別で管理しているブドウ畑とリンゴ畑が凡そ 3 反歩ほどありまして、そちらの作業をお手伝いすることで収入を確保する見込みです。3~5 年目の収量の算出については、県の指標に対して 31%⇒62%⇒87%と、堅めの数字で見えています。また、販売単価についても県の指標に対し 1 年目~5 年目まで 71%程度というように堅めの数字で見えています。

「農業経営費」も、県の経営指標を参考にして、経費を算出しています。「農業経営費」中、設備費が計上されていますが、これは「設備投資」の欄に記載のある、例えば格納庫や自動草刈機、作業車などの償却期間における減価償却費が計上されています。農業経営費のうち、出荷経費が 1 年目から徐々に増えていきますのは、生産量が年々増えるためです。

また、直接生産費が 1 年目に多いのは、新たに自己資金にて設備や機械の導入費用となります。先ほど申し上げました通り、経営発展支援事業、青年等就農資金を利用しての購入予定となりますが、補助額にも上限があるため、自動草刈機の引込電気工事費と作業場に設置する予定である自在型ローラーコンベア等の導入にかかる費用が加算されております。また、生産量が徐々に増えるにつれ、例えばブドウの袋や雨よけ傘などもその分購入しなければいけませんし、農薬や肥料等も使用する量が増えるため、直接生産費は増えることとなります。

固定費は、水利費、土地の賃借料、支払利息、共同利用倉庫の利用料や薬調利用料を計上しており、県の経営指標を参考にしながら、地代や水利費などは里親農家さんにお聞きしながら、計上しています。

なお、先ほどお話しました「設備投資」ですが、今年の段階から、農協へ相談にも行っていただいております。青年等就農資金を利用して半自動梱包機、刈払機、電動剪定ばさみを購入する予定です。前述の通り、コンテナハウス、自動草刈機等については経営発展支援事業を利用しての導入予定です。

なお、農業委員会と同時並行で長野農業農村支援センター、JAながのからは、内容について特に問題がない旨のお返事をいただいております。

番号 2 の説明は以上です。

議長：これにつきまして、まず、番号 1 について審議します。質問等ございますか。

12 番桐原委員：番号 1 の方は今アパートに住んでいますが、農機具を置く場所はどこかに

あるのでしょうか。

町担当者：町の共同倉庫があるので、ここの利用を検討しています。

議長：冷蔵庫なども後で買うようになっていきますけれど、その設置場所は追々考えるということですか。

町担当者：今は起き場所が無いので、やりながら買う時までに用意することとしています。

12 番桐原委員：薬調を利用するとなっていますが、小布施の薬調を利用して須坂の畑に農薬散布するということですか。

町担当者：やりながらになると思います。

議長：他にご質問等ございますか。

12 番桐原委員：県の指標だから細かく言うつもりはありませんが、このブドウ栽培は短梢栽培でやるものなのか、分かりますか。

12 番桐原委員：分からなければ結構です。

議長：他にご質問等ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。続いて、番号 2 について審議します。質問等ございますか。

7 番小林委員：自動草刈機 5 台というのですが、そんなに要るものですか。

12 番桐原委員：だいたい、1 反歩当たり 1 台という計算になるから、何カ所かあれば、何台か必要になってくるのではないですか。

7 番小林委員：リピーボードというのは何ですか。

事務局次長：鉄板の代わりに敷くプラの板のようですね。

町担当者：コンテナハウスを建てたいそうで、そのためのものです。

議長：他に質問等ございましたらお願いします。

6 番小林委員：既にご両親が農業をやられている、ということで、その現在の耕作地が 3 反歩あるとのことですが、そこではブドウを作っているのですか。

町担当者：計画中の農地 7 筆は、現在、お父様名義で借受けされていて、リンゴとブドウが半々です。

議長：他に質問はございませんか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は異議なしとします。

議長：次に、報告第 16 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。該当地は、国道 403 号線を挟んで逢瀬神社の向かいの区域内に位置しており、市街化区域内にあります。

貸付人は伊勢町の方、借受人は東町の方です。両者は親族関係で、使用貸借権を設定して宅地に転用するため、法第 5 条の届出を受け付けました。借受人が戸建の住宅を建築するとの内容です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。該当地は、くだもの街道の岩松院入口交差点から見て北の区域内に位置しています。

貸付人は松村の方、借受人は中条の方です。借受人の方から解約の申入れがあり、貸付人がこれに応じたものです。今後はとりあえず自作地として管理されます。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 8 ページをご覧ください。該当地は、国道 403 号沿いで、矢島交差点から北へ少し進んだ所の東側です。貸付人は中町の方、借受人は中野市にお住まいの方です。

借受人の方から、耕作不便により解約を申し出た結果、貸付人がこれに応じたものです。現在、町農地バンク事業に登録をされ、新たな貸付先を探されています。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。該当地は、延徳田んぼの六川沖交差点から北へ少し進んだ所の右手にあります。貸付人と借受人は親子関係です。

このたび、別の方に借り受けていただくことになったため、親子間の使用貸借契約を解約されました。

新たな貸借契約については、先ほどの議案第 27 号番号 5 において、2 番三田委員よりご説明いただきましたとおりです。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 4 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2、4、6、7、8 ページと、5 ページにわたってお示ししております。

こちらは、先ほどの議案第 26 号番号 6 において、8 番牧委員よりご説明いただきました件の関連案件です。個人の所有地を本人が運営する法人に貸し付ける形態を取っていただき、その貸借契約を、使用貸借から賃貸借に切り替えるため、これまでの使用貸借権の設定を解除するものです。

先ほど議案第 26 号において第 3 条許可が得られましたので、明日 2 月 28 日付で解約し、3 月 1 日より賃貸借契約に移行となります。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 41 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年2月27日

小布施町農業委員会 会長 島津忠昭

議事録署名委員 岩崎博行

議事録署名委員 平松幸明